（記入要領）

１ 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと

２ 処分の概要

（1）「③補助対象財産種別」には、留学生宿舎建設奨励金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。

（2）「④建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

（3）「⑭処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○施設が故障し修理不能となったため廃棄し、代替施設を自己財源で購入。

３ 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が奨励事業者であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

４ 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合に「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

５ 添付書類

(1)当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。

(2)留学生宿舎建設工事完了の検査済証、備品納品書、留学生宿舎の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(3)その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。